

危険物を取り扱う皆様へ

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続について決めました

○ 過去の震災では・・・

給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたことなどから、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた給油や、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵など平常とは異なる対応が必要となりました。



○ 仮貯蔵・仮取扱いとは？

指定数量（例：ガソリン200ℓ、軽油・灯油1,000ℓ）以上の危険物の貯蔵・取扱いは市町村長等の許可を受けて設置された危険物施設以外の場所では行ってはならないことが消防法第10条第1項に定められていますが、同条第1項ただし書きにおいて、所轄消防長等の承認を受ければ、危険物施設以外の場所でも指定数量以上の危険物を、10日以内の期間に限って、貯蔵し、又は取り扱うことができるとされています。

【消防法第10条第1項(危険物の貯蔵・取扱いの制限等)】

指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りではない。

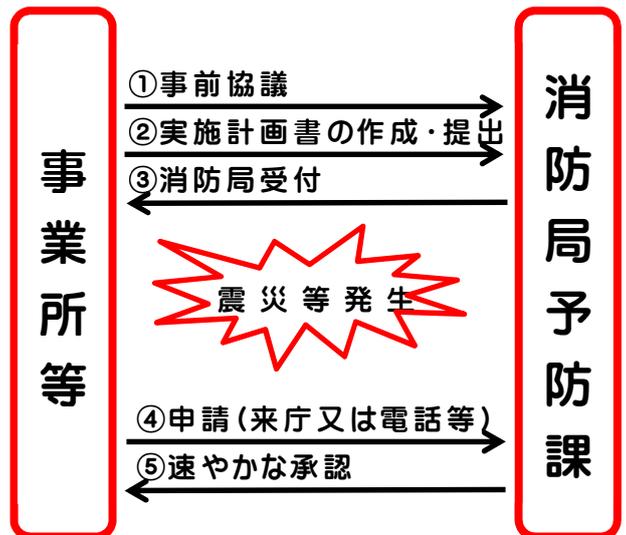


震災時等において必要となる危険物の貯蔵・取扱いについて、関係者からの申請及び消防署における承認事務の迅速化を図るために、**「前橋市震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続に係るガイドライン」**を定めました。

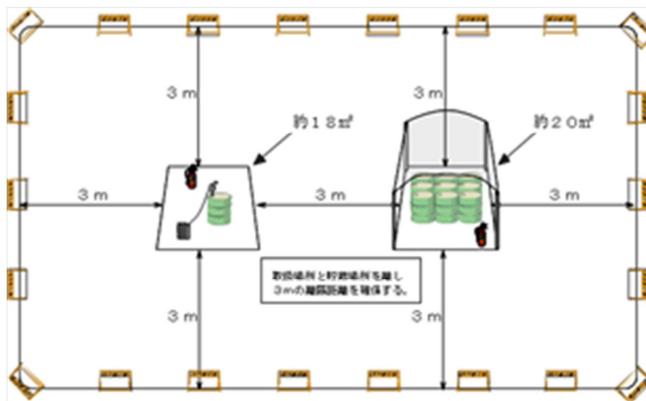
震災時等の仮貯蔵・仮取扱いについて

震災時等において危険物施設以外の場所で臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱うことが想定される事業所は、仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材の準備等について、事前に消防局予防課と協議した上で実施計画書を作成し提出しておくことで、申請から承認までの手続きを電話等によることができます。

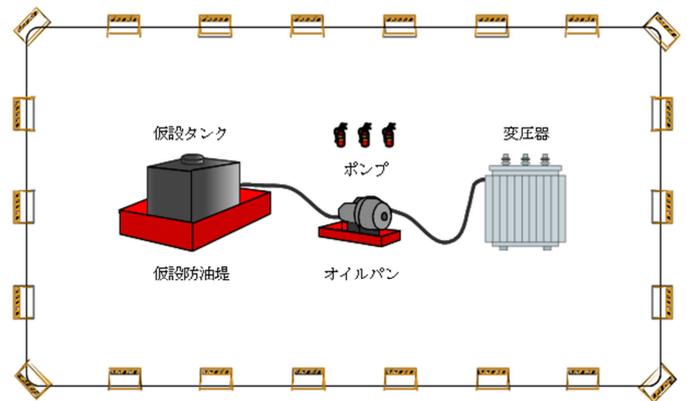
事前及び震災発生時の手続きは、右図のとおりです。



震災時の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策の例



ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い



危険物を収納する設備等から危険物の抜取り

危険物施設での臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの例



給油取扱所での非常用発電機の使用



給油取扱所での緊急用可搬ポンプの使用

問い合わせ先

前橋市朝日町四丁目22番2号

前橋市消防局・予防課危険物係

027 - 220 - 4509